

建設事業の評価について

(意見具申)

令和6年7月24日

大阪府建設事業評価審議会



## 1 令和6年度の審議

### (1) 審議の経過

令和6年度に提示された再評価（再々評価）案件のうち1件について、大阪府建設事業評価審議会規則第6条に則り、第1回から第3回の都市整備部会（以下部会）において対応方針（原案）について審議を行い、部会の審議の決議をもって大阪府建設事業評価審議会（以下審議会）の決議とした。

### (2) 審議対象の基準

審議対象基準は、4ページのとおりである。

### (3) 開催状況

部会の開催状況は、5ページのとおりである。

## 2 審議結果

各事業の詳細な審議内容については、府のホームページの令和6年度各開催回の説明資料と議事概要等を参照されたい。

資料及び議事概要等については、以下の府のホームページに掲載している。

( [https://www.pref.osaka.lg.jp/oi30020/jigyokanri/enjihyoukabukai\\_r6/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/oi30020/jigyokanri/enjihyoukabukai_r6/index.html) )

なお、府の対応方針（原案）の定義は、3ページのとおりである。

### (1) 再（再々）評価

次表に記載の1事業について審議を行った。その結果、府の対応方針（原案）は、部会に提出された資料と説明の範囲において適切であると判断した。

#### 対象事業と府の対応方針（原案）

事業名	府の対応方針（原案）
【モノレール】	
① 大阪モノレール延伸事業 （門真市新橋町から東大阪市若江西新町）	事業継続

### 3 付帯意見

審議対象事業のうち1件の事業について、特に今後の事業実施に留意すべき事項として意見を付した。

#### ①大阪モノレール延伸事業（門真市新橋町から東大阪市若江西新町）】

〔審議結果と付帯意見〕

大阪モノレールは、大阪都心部から放射状に形成された在来鉄道を環状方向に結節するものであり、今回の延伸事業により、新たに4路線と結節し、大阪府内の鉄道ネットワークが強化され、移動時間の短縮等ができる。また、他路線の輸送障害発生時などの交通リダンダンシー確保に寄与する。加えて、延伸区間の沿線における新たな開発などにより、沿線地域の活性化も期待できる。

今回、物価上昇の影響や土質調査結果を踏まえた基礎構造の変更等による事業費の増額及び事業期間の延期と、その公表に至る経緯についての説明を受けた。変更の理由や公表に至る経緯についての説明は合理的であり、前述のとおり、事業の効果も十分に認められることから、対応方針（原案）どおり「事業継続」とすることに異論はない。

ただし、物価変動等の状況を勘案すると、事業期間が長期間にわたる本事業においては、今後も同様の事態が再発する懸念は残る。については、コスト縮減に努めるとともに、リスクを把握したうえで、必要に応じて計画の見直しを図る等、より一層の適切な事業の管理を行うよう十分留意されたい。

府の対応方針（原案）の定義

府の対応方針（原案）	定 義
事業実施	事業を実施するもの
事業継続	事業を継続するもの
事業一部再開	前回審議において、府の対応方針（原案）を「事業一部休止」としていたが、再開する準備が整ったため、事業全体として継続するもの
事業一部休止	事業全体としては継続するが、一部について休止し、休止部分については一定期間後に再開等について見直しを行うもの
事業一部中止	事業全体としては継続するが、一部を中止するもの
事業再開	前回審議において、府の対応方針（原案）を「事業休止」としていたが、再開する準備が整ったため、事業を継続するもの
事業休止	事業を休止し、一定期間後に再開等について見直しを行うもの
事業休止の継続	「事業休止」を継続するもの
事業中止	事業を中止するもの

大阪府建設事業評価審議会の審議対象基準

類型	対象基準	評価の視点
事前評価	<p>要綱第3条(1)に掲げる事業のうち、知事が特に必要と認める事業(同第7条第1項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位計画等の位置付け</li> <li>・優先度</li> <li>・事業を巡る社会経済情勢</li> <li>・事業効果の定量的分析(費用便益分析等)</li> <li>・事業効果の定性的分析</li> <li>・自然環境等への影響と対策</li> <li>・代替案との比較検討 など</li> </ul>
再評価 ・ 再々評価	<p>府等が実施する総事業費10億円以上の建設事業のうち、次のいずれかに該当する事業(ただし、(※)に該当する事業は審議対象から除くことができる)</p> <p>(1) 着工準備採択の年度を起点として5年を経過した時点で事業採択に至らない事業</p> <p>(2) 事業採択の年度を起点として5年を経過した時点で未着工の事業</p> <p>(3) 事業採択の年度を起点として10年を経過した時点で継続中の事業</p> <p>(4) 再評価実施後5年(下水道事業にあつては10年)を経過した時点で継続中又は未着工の事業</p> <p>(5) 事業計画又は総事業費の大幅な変更、社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業</p> <p>[事業計画又は総事業費の大幅な変更]</p> <p>①事業を中止、休止(休止後の再開を含む)する場合</p> <p>②総事業費が3割以上(総事業費が10億円未満の事業は3億円以上)増減する場合</p> <p>③その他、事業計画を大きく変更する場合</p> <p>(※)</p> <p>1) 事業内容等から代替案の検討が困難な事業</p> <p>2) 評価時点における進捗率が高い事業として、次のいずれかに該当する事業</p> <p>(ア) 事業費による工事進捗率が80%以上の事業</p> <p>(イ) 翌年度に完了予定の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の進捗状況</li> <li>・事業を巡る社会経済情勢の変化</li> <li>・事業効果の定量的分析(費用便益分析等)</li> <li>・事業効果の定性的分析</li> <li>・自然環境等への影響と対策 など</li> </ul>

## 令和6年度 開催状況

年 月 日	開 催 内 容
令和6年5月14日	第1回 事業概要説明及び審議 大阪モノレール延伸事業 (門真市新橋町から東大阪市若江西新町)
令和6年6月3日	第2回 前回課題の追加説明 大阪モノレール延伸事業 (門真市新橋町から東大阪市若江西新町)
令和6年7月24日	第3回 前回課題の追加説明 大阪モノレール延伸事業 (門真市新橋町から東大阪市若江西新町) 府民意見等の募集結果(第1回) 意見具申(案)の審議

令和6年度 大阪府建設事業評価審議会 委員名簿

- あらき おさむ  
荒木 修 関西大学 法学部 教授
- ◎ うちだ たかし  
内田 敬 大阪公立大学大学院 工学研究科 教授
- おたぎわ としもり  
織田澤 利守 神戸大学大学院 工学研究科 教授
- こやま しんや  
兒山 真也 兵庫県立大学 国際商経学部 教授
- たかはし しょうじ  
高橋 翔志 弁護士
- なかいそ あゆみ  
中磯 亜由美 公認会計士
- よこやま  
横山 あおい 有限会社エイライン 代表

(敬称略・50音順) ◎：会長 ○：会長代理

令和6年度 大阪府建設事業評価審議会 都市整備部会 委員名簿

- あらき おさむ  
荒木 修 関西大学 法学部 教授
- ◎ うちだ たかし  
内田 敬 大阪公立大学大学院 工学研究科 教授
- おたぎわ としもり  
織田澤 利守 神戸大学大学院 工学研究科 教授
- こやま しんや  
兒山 真也 兵庫県立大学 国際商経学部 教授
- たかはし しょうじ  
高橋 翔志 弁護士
- なかいそ あゆみ  
中磯 亜由美 公認会計士
- よこやま  
横山 あおい 有限会社エイライン 代表

(敬称略・50音順) ◎：部会長 ○：部会長代理





審議会の審議概要等の資料については、府のホームページに掲載しています。

([https://www.pref.osaka.lg.jp/o130020/jigyokanri/enjihyoukabukai\\_r6/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o130020/jigyokanri/enjihyoukabukai_r6/index.html))

また、府政情報センター、事務局（都市整備部事業調整室事業企画課）に備え付けています。